

令和7年度加須市認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)整備事業者募集に関する質問票の回答

令和7年9月5日

No.	質 問	回 答 (案)
1	【補助金の単価及び上限額(参考)】・施設整備に要する費用(工事費等)に対する補助 @39,600千円×1施設・施設の開設準備等に要する費用(備品購入費等)に対する補助 @989 千円×宿泊定員数 (注)上記の補助金の単価及び上限額は、令和7年 6 月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。 上記の補助金については、新築で建てる以外でも補助金の対象になるのでしょうか。詳しい要件について教えて頂けたらと存じます。	施設整備等に対する市の補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金(県補助金)を財源として交付することを予定しています。 この補助金の募集要項の整備区分において、「創設(開設)とは、空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む」とされていることから、新築以外でも対象経費になるものと考えます。
2	購入予定の土地が地目は畑の為、所有者が市街化区域内の農地を転用するために届出が必要となります。 公募提出期限までに、農地届出を提出しなければならないのでしょうか。公募事業者に選定が決定してからで大丈夫でしょうか。	加須市認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)整備事業者募集要項の応募要件には、「土地・建物・施設整備資金及び事業資金の確保が確実に担保されていること」と記されています。 公募提出期限までに農地届出の提出は必須ではありません。農地の取得が決まった段階で農地転用に係る届出書を加須市農業委員会へ提出し、受理通知書がお手元に届きましたら、その写しを高齢介護課へ提出するようにしてください。